

要求水準書 第2細則 3 施設維持管理業務に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書 第2細則 3 施設維持管理業務」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日まで
に受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目							質問	回答		
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かかか	小項目 (かかか)	大項目 ローマ字			小項目 (ローマ 字)	その他
001	002	第2	3	(1)	I				3	「施設整備期間中の既存施設の保安警備業務については、(中略)市と事業者間で別途、契約を締結することを現在想定している」とのことですが、業務内容は市より指定される仕様でしょうか。また、市より指定される場合、いつ公表されますでしょうか。	施設整備期間中の既存施設の保安警備業務の契約締結は、本事業の事業契約締結後を想定しております。また、敷地内全般の安全管理体制の構築、という目的から、業務内容及び実施体制等の詳細については、業務設計段階において検討・協議のうえ決定します。
002	002	第2	3	(1)	I				3	「～また、施設整備期間中の既存施設の保安警備業務については本事業の事業範囲に含まれないが、敷地内全般の安全保障体制の構築という観点から、市と事業者で別途、契約を締結することを想定している」とありますが、市と事業者で別途締結した契約に基づく業務については「統括マネジメント業務」は発生しないとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、適切な業務管理体制を事業者へ求めることを想定しております。敷地内全般の安全保障体制の構築という観点から、全体的な業務体制及び連携体制を構築してください。
003	002	第2	3	(1)	オ	(I)				5事業年度に1回見直しを行うとありますが、棟ごとに竣工から5事業年度ごとに見直すとは理解すればよろしいでしょうか。あるいは、各棟一斉に年度を定めて見直しを行うと理解すればよろしいでしょうか。	前段のご理解のとおり、整備する新設施設ごとに見直しを行います。
004	002	第2	3	(1)	オ	(I)				「市に対して施設全体の消費エネルギーの削減及びライフサイクルコストの縮減に寄与すること」とありますが、設備の技術は日進月歩であり、将来的に省エネ効果等がある設備を導入する修繕提案を行った際、結果修繕費の増額になった場合は貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある修繕提案の内容が、「要求水準書 第1総則」のP5「[施設維持管理業務に関する定義]」、「大規模修繕」及び「更新」に該当する場合は、「要求水準書 第2細則 3施設維持管理業務」のP11及びP16「キ費用負担区分」、「大規模修繕・更新に要する費用」に示すとおり、市側の費用負担となります。一方、「要求水準書 第1総則」のP5「[施設維持管理業務に関する定義]」、「修繕」に該当する場合は、「要求水準書 第2細則 3施設維持管理業務」のP11及びP16「キ費用負担区分」、「修繕に要する費用(部品費を含む)」に示すとおり、事業者の業務範囲となりますので、計画見直しが生じた場合も含め、本入札金額内で業務を履行していただくこととなります。
005	002	第2	3	(1)	オ	(I)				「中長期修繕計画等は5事業年度ごとに1回見直しを行う」とありますが、見直した結果、入札した金額が増加する場合は、ご負担いただけるのでしょうか。(貴市事由による場合も含む)	(質問 004参照)
006	002	第2	3	(1)	オ	(I)				「施設全体の消費エネルギーの削減及びライフサイクルコストの縮減に寄与すること」とありますが、削減目標・縮減目標等の数値を具体的に示す予定があるかご教示ください。	「要求水準書 第2細則 1統括マネジメント業務」のP10「(4)エネルギー・マネジメント業務」を実施する中で、必要に応じて適宜ご提案いただくことを想定しており、特設市が条件を提示する予定はございません。
007	003	第2	3	(1)	オ	(カ)	c			防災訓練及び防火訓練等は年に数回開催されるとのことですが、今年度の実績(回数、参加者、内容等)をご教示下さい。	今年度は災害拠点病院災害訓練を1回、防火訓練を2回、実施いたしました。参加者には、病院スタッフ、委託業者のスタッフが含まれております。
008	003	第2	3	(1)	オ	(カ)	c			消火訓練、防災訓練の主催は病院とし、防火管理者は市から選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
009	003	第2	3	(1)	オ	(カ)	c			消防署等への火報等の自動通報は設置されますでしょうか。	施設整備業務のなかで事業者に設置していただきます。
010	003	第2	3	(1)	オ	(ケ)				事業者求められる「災害時対応」は、施設維持管理業務の各業務の業務区分の表にある「緊急時対応」と同意であるとの理解で宜しいでしょうか。	P3「オ事業者の責務」、「(カ)災害時対応」と、各業務の業務区分に示す「カ業務区分」、「緊急時対応」とは同意ではございません。各業務の業務区分に示す「緊急時対応」には、例えば不審者が侵入し清掃箇所が汚染された場合に急遽清掃を実施する、など、各業務において何らかの応急措置が必要となった場合の処置・対応等も含まれます。
011	003	第2	3	(1)	オ	(ケ)	b			「情報いち早くキャッチし、…」とありますが、この情報のいち早いキャッチは上項「a 協働体制の構築」で情報共有を行うことにより行うと理解して宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ロ-マ字	小項目 (ロ-マ 字)		
012	003	第2	3	(1)	カ				「施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定め、院内に常駐させて円滑な事業の実施を実現すること」が求められていますが、市が求めているマネジメント業務担当者との役割や機能との違いを具体的に教えてください。	業務統括を行うという観点からみれば、同様の役割を担うことにも考えられますが、施設維持管理業務全体を統括する責任者には、維持管理等期間中でコアとなる施設維持管理業務全体の実施状況を把握・管理できる専門的知識・能力、及び問題発生時の市との各種調整能力を求めています。 当該能力を確保することを前提に、マネジメント業務担当者、マネジメント責任者、リスクマネージャー、個別業務の業務責任者との兼務は可能です。 なお要求水準に記載のとおり、施設維持管理業務全体を統括する責任者1名は、院内に常駐していただくこととなりますので、その点ご注意ください。
013	003	第2	3	(1)	カ				施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定める記載がされておりますが、どの業務に費用を計上するかは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	当該費用については、施設維持管理業務全体を統括する責任者の各業務における業務内容・役割に合わせて按分するなどとして計上してください。
014	003	第2	3	(1)	カ				「施設維持管理業務全体を統括する責任者を1名定め」とありますが、この責任者は施設維持管理業務の個別業務である建築物等保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、保安警備業務、駐車場等保守管理業務のいずれかの業務責任者を兼任することは可能でしょうか、ご教えてください。	(質問 012参照)
015	003	第2	3	(1)	カ				統括マネジメント業務のマネジメント責任者やリスク・マネージャーと施設維持管理業務全体を統括する責任者1名は、兼務することも可能と判断してよろしいでしょうか。	可能です。あわせて質問 012をご参照ください。
016	004	第2	3	(1)	カ	(イ)			「…夜間緊急時においても迅速かつ確実に対応できる体制を構築すること。」とありますが、単なる緊急連絡網の他に、夜間緊急連絡網を作成し定期的に訓練等を行い確実性を高めることで宜しいかご教えてください。	当該記載は、確実に連絡のとれる夜間の連絡窓口、問い合わせ先を明確にしておくことを求めています。 なお、確実性を高めるための手段としては、ご記載いただいている内容も有益と思われます。
017	004	第2	3	(1)	カ	(ウ)			事前に事業者が作業時間を設定し市に提出し承認を得た上で各業務を行うことで宜しいかご教えてください。	ご理解のとおりです。
018	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	a		ここでいう年度業務計画書と、統括マネジメント業務の要求水準書の6P、イ、(ウ)の年度業務計画書、事業契約書(案)14P第22条の年度業務計画書及び31Pの第80条の年度業務計画書は同じものと理解してよろしいでしょうか。もし異なる場合は、それぞれの作成者および提出期日について具体的に御教えてください。	前段のご理解のとおりです。
019	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	a	(a)	ここでいう業務仕様書と、事業契約書(案)31P第79条の業務仕様書は同じものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
020	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	b		「事故又はそれに準ずる事態が発生した場合は即時に市へ口頭報告し…」とありますが、市への報告先は特定の一箇所のみと理解してよろしいでしょうか。	事業者には、P3「事業者の責務」、「(ウ)市との情報共有の徹底」に記載のように、「状況に応じて市側職員が的確に判断・行動できるよう寄与する」協働体制の構築が求められますので、ご質問いただいている場合における市への報告先については、一箇所のみ、とは限らない場合が想定されます。 なお、具体的な連携体制・報告先等の詳細については、業務設計段階において検討・協議のうえ決定します。
021	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	c		業務責任者の出席が義務付けられる各委員会等の詳細(名称、出席者、開催頻度等)をご教えてください。	例えば、院内感染対策委員会、安全衛生委員会、医療ガス安全・管理委員会等を想定しております。その他、あくまで参考までに「現病院の委員会等の一覧」を後日お示ししますので、事業者側で適宜ご判断ください。 なお、具体的な委員会等については、出席の有益性等を鑑み、業務設計段階において検討・協議のうえ決定します。 また、新市立病院の開院後において立ち上がる委員会等もございますので、事業者側に関連するものには適宜参加頂きたいと考えております。(関連質問 024参照)
022	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	c		業務責任者は、必要に応じて関連する各委員会等へ出席し、…とありますが委員会の種類と出席すべき業務責任者をお示しください。	(質問 021及び 024参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)		
023	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	c		必要に応じて各委員会等となっておりますが、各委員会等の想定がありましたらご教授下さい。	(質問 021及び 024参照)
024	004	第2	3	(1)	キ	(ア)	c		「業務責任者は、必要に応じて関連する各委員会等へ出席し」とありますが、ここでいう業務責任者とは施設維持管理業務全体を統括する責任者のことで、施設維持管理業務の個別業務における業務責任者ではないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	当該記載における業務責任者とは、個別業務における業務責任者を指します。 なお、施設維持管理業務全体を統括する責任者については、事業者側の事業範囲に関連する委員会等に必ず出席して頂きたいと考えておりますので、当該規定を「施設維持管理業務全体を統括する責任者及び行業務責任者は、以下(略)」に修正いたします。 また、業務責任者は必ずしも事業者側の事業範囲に関連する委員会の全てに出席する必要はなく、必要に応じて管理する個別業務に関連する委員会に出席して頂ければ結構と考えております。
025	005	第2	3	(1)	ク	(ア)			産業医の選定・適正数の配置となっておりますが、貴市での業務という理解で宜しいでしょうか。	当該箇所に記載のとおり、従業者等の健康は事業者が責任をもって適正に管理することとしておりますので、産業医の選定・適正数の配置についても事業者に行っていただくこととなります。
026	005	第2	3	(1)	ケ	(ア)			病院施設等における大規模修繕及び更新については本事業範囲外とありますが、事業期間中についても、一部機器等についての更新等が発生するかと考えられます。部分更新を除く機器の更新については事業対象外と判断すればよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、保守及び修繕等に含まれるものについては事業範囲となります。
027	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			「1回の修繕費用が100千円以上になる場合は、金額及び実施内容等について事前に市の確認を受けること」とありますが、緊急に修繕を実施する必要が生じた場合は、事象発生の一報連絡を市へ行い、正式な修繕見積は、別途報告するとの理解でよろしいでしょうか。	緊急に修繕を実施する必要が生じた場合の修繕内容にもよりますが、確認を受ける時間がない場合には、ご理解のとおりです。
028	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			1回の修繕費用が100,000円以上となる場合には、金額及び実施内容等について事前に市の確認を受けるとありますが、確認を受ける必要性についてご教示ください。	100,000円以上の修繕については、金額の妥当性を確認するため、現在、2者以上の見積もりを徴収することになっており、事業者にも現在と同様の運用をお願いしたいと考えております。 また、取得した見積もり資料についても、市が確認する際に、提示していただきたいと考えております。
029	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			1回100,000円以上の修繕に当たっては、事前に市の確認を受けることになっておりますが、突発に発生した緊急度の高い修繕は事後速やかに確認を受けることでも宜しいかご教示ください。	突発的に発生した緊急度の高い修繕内容によりませんが、確認を受ける時間がない場合には、ご理解のとおりです。
030	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			1回の修繕費用が100,000円未満の場合、金額及び実施内容について事後報告で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、実施項目及び実施状況がわかる形(写真などの添付を含む)で報告してください。
031	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			「1回の修繕費用が100,000円以上となる場合には、金額及び実施内容等について事前に市の確認を受けること」が求められていますが、当該金額100,000円は税抜きとの理解で宜しいでしょうか。	税込み金額となります。
032	005	第2	3	(1)	ケ	(イ)			事業範囲となる修繕業務費を算定するにあたり、目安となる工事費の基準(例:1回100,000円未満の工事については修繕、100,000円以上のものは大規模修繕・更新など)についてご教示ください。	事業者の提案によるため、特にお示しする予定はございません。「要求水準書 第1総則」のP5「[施設維持管理業務に関する定義]」、「大規模修繕」及び「更新」を参考に、ご算定ください。
033	006	第2	3	(1)	コ	(ウ)(I)			本事業は、性能発注となりますが、(ウ)に示す前提条件の範囲において要求水準(I)を満たすという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
034	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	b		施設維持管理業務の各個別業務の業務責任者は、常駐でも非常駐でも良く、事業者提案の範疇との理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満たすことを前提にご理解のとおりですが、緊急時に連絡が取れるよう連絡体制を構築してください。 なお、実際の業務実施上の責任者は予め明確に定めてください。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ロ-マ字	小項目 (ロ-マ 字)		
035	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	b		施設維持管理業務の各個別業務の業務責任者は、他の複数の個別業務の業務責任者を兼務することは可能との理解で宜しいでしょうか。	要求水準を満たす業務が実施されることを前提に、兼務について特段制限はございませんが、適切な業務管理を実施できる体制をご提案ください。
036	007	第2	3	(2)	ウ	(I)	b		業務責任者において一般病院での実務経験を有しておりますが、病床数あるいは経験年数について制限ございませんでしょうか。	特段制限は設けておりません。適切な業務管理を実施できる体制をご提案ください。なお当該規定は単に年数ではなく、それ相応の知識を有し、現場管理が行える人材を求めるものですのでご留意ください。
037	007	第2	3	(2)	I	(7)	b		劣化による危険・傷害を未然に防止することありますが、予防保全に努め善なる管理者の注意義務を持って業務を遂行したにも係らず防止出来なかった場合には、原因を突き止め再発防止計画を作成し再発防止に努めることで宜しいかご教示ください。	当該記載は、起こりうる全ての事態を防止することを求めるものではございません。従って、日常業務の実施のなかで適切に遂行した場合は、ご理解のとおりです。なお、可能な限り劣化を予測し、予防保全に有効な保守・点検項目を設定してください。また、施設整備段階においても、劣化の起こりにくい材料等を採用するなど、予防保全の視点にたったご提案を期待しております。
038	008	第2	3	(2)	I	(9)	a		「作業記録を作成してデータベースに保管し」とありますが、このデータベースとは市側で整備・提供されるものであればその仕様などにご教示ください。また事業者側で整備・提案するとの理解でよろしいければ、その仕様・運用方法について市側からの要望などがあればご教示ください。	事業者側にご提案いただきたいと考えております。なお、現時点で特段市の要望を示すことはございませんが、詳細については、業務設計段階での協議により、確定したいと考えております。
039	009	第2	3	(2)	カ				建築物保守管理業務計画書とは、(1)総論_P4_キ(7) aで求められている当該業務の年度業務計画書と同じものとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、建築物のほかにも工物、外構、駐車場等の保守管理についても年度業務計画を策定していただくこととなります。当該記載「建築物保守管理業務計画書」を「建築物等保守管理業務計画書」に修正いたします。
040	010	第2	3	(2)	カ				一般備品の簡易修繕は、貴市と事業者との詳細の整理が必要と考えられます。貴市のお考えをご教授下さい。	「一般備品の簡易修繕、現病院における実施一例」でお示ししておりますように、病院内で発生する一般備品の簡易修繕すべてを対象として、事業者側に実施して頂くこととなります。一般備品の対象は、市側で移設もしくは新規に購入する備品となりますので、ご留意ください。なお、「一般備品の簡易修繕、現病院における実施一例」として例示している作業項目は基本的に、現在、院内で人的対応しておりますので、現状を踏まえた、体制をご提案頂きたいと考えております。(関連質問 049参照) また、事業者が業務上使用する什器・備品については、調達のほか、保守・修繕も含め、全て事業者の費用負担となりますので、この点もご留意ください。
041	010	第2	3	(2)	カ				一般備品の簡易修繕が含まれておりますが、対象となるのは、事業者が整備する一般備品が対象との理解でよろしいでしょうか。(病院が移設したり、別途購入する備品は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。)	(質問 040参照)
042	010	第2	3	(2)	カ				現病院における簡易修繕の実施一例が記載されておりますが、中には一般に言う医療機器や関連備品に該当するもの含まれるのではないかと想定されます。保守・点検や簡易修繕については、専門ノウハウも必要なケースも考えられるため、明確な区分を明示いただけませんか。	(質問 040参照)
043	010	第2	3	(2)	カ				一般備品の簡易修繕の材料費は市が負担とありますが、当該一般備品を含めた備品一覧およびその調達の負担先について公表はいつなされるのでしょうか？	一般備品の簡易修繕は、事業者にて必要な材料等の外部への発注事務を行っていただき、納品された時点で市にて費用の支払を行います。なお、新病院に設置する一般備品等リストについては、特段公表する予定はございません。
044	010	第2	3	(2)	カ				一般備品の簡易修繕の材料費は市が負担とありますが、当該一般備品の調達は市、事業者のどちらが負担するのでしょうか。また市が調達する場合、その備品についてメーカーや型番等について、修繕費が想定できるような具体的な内容をご提示をいただけるのでしょうか。	(質問 040及び 043参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
045	010	第2	3	(2)	カ					一般備品の簡易修繕に係る現病院における実施一例が示されています。これら簡易修繕の実施頻度(回数、箇所数など)についてご教示ください。	「参考資料22 簡易修繕の実績」として公表しておりますので、ご参照ください。
046	010	第2	3	(2)	カ					一般備品の簡易修繕に関して、現病院の実施一例によると多岐にわたって修繕が発生していますが、どの程度の頻度で発生しているのでしょうか。	(質問 045参照)
047	010	第2	3	(2)	カ					新病院へ移転後、机・椅子等の一般備品は、現病院で使用されているものが持ち込まれるのでしょうか。	新規に購入するもの他に、現病院で使用している一般備品等の移設も検討しております。
048	010	第2	3	(2)	カ					業務区分のうち「修繕の実施(一般備品の簡易修繕を含む)」について、現状においても既存病院職員(もしくは委託会社等)が一般備品の簡易修繕を含め実施しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 040参照)
049	010	第2	3	(2)	カ					一般備品の簡易修繕を含むとありますが、11頁キ 費用負担区分では一般備品の簡易修繕に係る材料費については、市が負担するとあります。例えば、特殊な故障のため簡易修繕で対応できず、メーカーや専門業者への依頼事項となった場合について、メーカー・専門業者への委託費は市負担となるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 040参照)
050	010	第2	3	(2)	カ					現病院の実施一例の中に溶接修理が含まれておりますが、溶接機は、事業者負担でしょうか。また椅子等の溶接については、強度を求められる部位もあり簡易修繕での対応の場合、事故に繋がる危険性もあることから、簡易修繕範囲を明確にして戴けないでしょうか。	溶接機については事業者負担となります。当該作業については、基本的に現在、院内で人的対応しておりますので、現状を踏まえて、ご提案頂きたいと考えております。なお、現状では、溶接に関する講習受講者が対応できるレベルでの作業対応ですが、事業者側において安全性等を考慮してご提案ください。 (関連質問 040及び 049参照)
051	011	第2	3	(2)	キ					一般備品の簡易修繕に係る材料費は貴市のご負担とのことですが、想定されている見積り提示等の運用方法についてご教示下さい。	(質問 043参照)
052	011	第2	3	(2)	キ					医療機器の簡易修繕は、市負担で実施され、材料費も市が負担されるという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおり、市で実施・負担いたしますが、P10「[一般備品の簡易修繕 現病院における実施一例]」にて例示しているもののなかには、一般的に医療機器に該当するもの(ベッド、シャーカステン)も含まれております。上記項目の簡易修繕に伴う費用は市が負担いたしますが、業務としては事業者の業務範囲となります。 (関連質問 049参照)
053	011	第2	3	(2)	キ					費用負担区分表下の注書きで「当該作業に係る材料費に付いては市が負担する。」とありますが、材料費圧縮・サービス向上を目的に材料を在庫した場合、材料費の支払いは在庫時点で支払われると考えて宜しいかご教示ください。	質問 043をご参照ください。また、当該業務に要する適正な在庫数等をご提案ください。
054	011	第2	3	(2)	キ					3行目に記載の一般備品と5行目に記載の備品の違いをご教示下さい。	事業者が業務の実施に付随して調達するものは備品、市側が調達または移設するものは一般備品、とご理解ください。
055	011	第2	3	(2)	キ					費用負担区分のうち「修繕に要する費用(部品費を含む)」一般備品の簡易修繕について、従事する病院職員から既存施設における人的対応を求められる可能性は十分有ると考えられますが、本業務は事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、既存施設における人的対応は事業範囲外です。
056	011	第2	3	(2)	キ					費用負担区分のうち「修繕に要する費用(部品費を含む)」一般備品の簡易修繕について、既存施設における人的対応は、事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	(質問 055参照)
057	011	第2	3	(2)	キ					費用負担区分のうち「什器・備品・OA機器・工具」について、事業者側で使用する事務所の机・椅子・書架・棚・更衣ロッカーが含まれており、維持管理業務担当企業が所有する物品を持ち込み、事業終了後には撤去を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)第112条第4項を併せてご確認ください。 (関連質問 070参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かかか	小項目 (かかか)	大項目 ロ-マ字	小項目 (ロ-マ 字)			その他
058	011	第2	3	(2)	キ					通信費の範囲をご教示願います。	P11「キ 費用負担区分」に記載の「通信費(電話料金等)」は、業務実施において発生する電話料金、FAX通信費、インターネット使用料金となります。インターネットを使用する場合の、PC端末、接続ケーブル類等については、P11「キ 費用負担区分」 「事業者が導入するシステム費用」において、事業者の費用負担にてご用意ください。なお、施設整備業務にて電話通信設備等を整備していただく際には、市側の使用する電話回線と事業者側の使用する電話回線とは別系統として整備してください。
059	011	第2	3	(2)	キ					管球は事業者の費用負担となっておりますが、使用方法や使用時間等によってその寿命は一定ではなく、事業者が費用負担する場合は、リスクヘッジの為に安全コストをみる必要があり入札価格の上昇に繋がります。つきましては、管球費用を市側負担として頂くか、制限をかけて頂くなど、再考頂けませんでしょうか。	費用負担の変更はいたしません。
060	011	第2	3	(2)	キ					事業者の業務遂行上必要となっておりますが、管球については業務範囲が明確化できないため、貴市のご負担でお願いしたく提言いたします。	(質問 059参照)
061	011	第2	3	(2)	キ					費用負担区分のうち「官公庁手数料」について、VFM算出時に見込んでいる費用項目がありましたら、ご教示願います。	官公庁手数料は、主に事業者が当該業務の遂行に必要とする書類の提出または資料請求等に係る手数料を想定していますので、これらのものが含まれているとご理解ください。なお、事業者の業務範囲に関するものは事業者が負う、という考え方に基づいたものですので、事業者の業務範囲外の業務に付随する官公庁手数料は、市が負担します。
062	013	第2	3	(3)	I	(ウ)	b			医療用ガス供給設備の保守点検は事業者側ですが、医療ガスの補充費用は市側と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、医療ガスの補充費用は市側の負担となります。なお、医療ガス充填時における立会い及び記録は事業者の業務範囲となります。あわせて、要求水準のP16「カ業務区分」の記載「液化酸素充填時の立会い、及び記録」を「医療ガス充填時の立会い、及び記録」へ修正いたします。
063	012	第2	3	(3)	ウ	(I)	e			「防災設備などの中央監視にあたっては、…」とありますが、防災設備の監視は、保安警備業務でなく建築設備保守管理業務に含まれていると解して宜しいかご教示ください。	防災設備の監視を必ず建築設備保守管理業務で行わなければならない、という制約を特段設けているわけではございません。本事業においては効率的な業務の実施にむけた業務統合・再編などを事業者にて期待しております。創意工夫あるご提案をお願いいたします。
064	014	第2	3	(3)	I	(オ)	c			施設設備管理図については、電子データで作成とありますが、いわゆるCADデータによる更新が必要と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
065	014	第2	3	(3)	I	(オ)	c			事業者にて改修・更新などを実施した場合に施設・設備管理図を常に最新の状態に保つことを要求していますが、CAD操作などの専門技術が必要になり通常の設備保守管理技術と違った対応を考える必要が有ります。最新の状態に保つために例えばCAD操作専門の外注を使い費用対効果を考え4半期毎のデータ更新でも宜しいかご教示ください。	外注による対応も可能です。更新周期に関する質問に関しては、実施した改修・更新等が間違いなく反映できる周期・仕組みを事業者側でご検討頂き、ご提案いただければと考えております。
066	014	第2	3	(3)	オ		d			現病院で行われている全館停電作業の実施方法(電気事業法に基づく年次点検)について、点検内容、点検日、点検時間帯等をご教授願います。また、仮設電源を用いた場合、使用した仮設電源の容量、供給先についてご教示ください。	現市民病院ではこれまで全館停電による電気設備の定期点検は実施しておりません。病院としての特性をふまえ、新病院の機能・規模等を十分検討したうえで、安全性を確実に確保する対策を事業者にて講じてください。なお、「参考資料23 全館停電による電気設備の定期点検について」として公表しておりますので、ご参照ください。
067	016	第2	3	(3)	カ					業務区分のうち「保守・点検、交換・修理用品及び什器・備品などの保守管理、清潔保持」について、既存施設における人的対応は、事業範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
068	016	第2	3	(3)	カ					業務区分のうち「保守・点検、交換・修理用部品及び什器・備品などの保守管理、清潔保持」について、従事する病院職員から既存施設における人的対応を求められる可能性は十分有と考えられますが、本業務は事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	(質問 067参照)
069	016	第2	3	(3)	カ					非常時対策訓練(停電、火災、地震等)とは、消火訓練、防災訓練とは別の訓練との理解でよろしいでしょうか。また、計画策定は事業者が主として作成し、実施は市と事業者が共同で実施するとありますが、どのような規模、頻度の訓練を想定すればよろしいでしょうか(計画策定については、訓練が病院運営を主として想定するものであれば、事業者と共同あるいは病院主体で計画策定するべきではないかと思慮します。)	現市民病院では、災害拠点病院として防災訓練や防火訓練等を実施しており、新病院においても引き続き同様の非常時対策訓練を実施する想定です。P3「(カ) 消火訓練、防災訓練への協力」に記載のとおり、市としては、当該訓練への事業者の積極的な参加・協力を求めていることをご承知おきください。 なお当然、市及び事業者それぞれの立場から計画策定、実施及び参画するものであり、ご指摘いただいているように「主担当」「従担当」という関係ではありませんので、当該主旨をふまえ、P16「カ 業務区分」の記載を修正いたします。
070	016	第2	3	(3)	キ					費用負担区分のうち「什器・備品・OA機器・工具」について、事業者側で使用する管理諸室(防災センター、清掃控室など)の机・椅子・書架・棚・更衣ロッカー等の調達に必要な費用は、施設整備費、施設維持管理費どちらに見込めば宜しいでしょうか。また、本什器・備品の所有区分についてご教示ください。	「什器・備品・OA機器・工具」は、施設維持管理業務費相当額のなかで調達してください。なお、施設維持管理業務の費用負担区分において事業者「」と記載の項目については、事業期間を通じて全て施設維持管理業務費相当額のなかで調達していただくこととなり、それらの所有権は全て事業者に付随します。事業契約書(案)第112条第4項をあわせてご確認ください。 (関連質問 057参照)
071	016	第2	3	(3)	キ					費用負担区分におきまして、「什器・備品・OA機器・工具」の費用負担が事業者に入っていますが項目として抹消されております。事業者負担についての内容をお示しください。	当該項目については記載がございます。P16「キ 費用負担区分」を再度ご確認ください。
072	016	第2	3	(3)	キ					費用負担区分のうち「官公庁手数料」について、VFM算出時に見込んでいる費用項目につき、ご教授願います。	(質問 061参照)
073	016	第2	3	(3)	キ					医療ガスの費用は病院負担との理解で宜しいでしょうか。	(質問 062参照)
074	017	第2	3	(4)	リ	(イ)				土・日・祝日においては6:00～18:00において病院が実施を要求した場合に対応できる程度の人員体制を求めるとありますが、どの程度の要求内容なのか？人員を検討するに当たり、ご教示ください。	緊急手術が中心と想定される土・日・祝日は、手術室の稼働率が平日より下がると予想されることから、平日並みの人員を配置することは過剰な体制構築に繋がる可能性も考えられます。土・日・祝日は、常時人員を固定配置するのではなく、手術実施後に市側職員より連絡を受けた従業者等に清掃していただくことを想定しております。事業者にて、業務が適切に実施される効果的かつ効果的な人員配置(他業務との兼務なども含む)を適宜ご提案ください。
075	017	第2	3	(4)	リ	(イ)				「土・日・祝日においては6:00～18:00において病院が実施を要求した場合」とありますが、この病院が手術室清掃実施を要求するのは平日であって、休日当日もしくは連休となる場合は連休中ではないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	P17「(イ)業務時間」に記載の平日は、同記載の土・日・祝日以外とご理解ください。月～金曜日であっても、祝日または振り替え休日等によりカレンダー上で休日の場合は、土・日・祝日に該当します。
076	017	第2	3	(4)	リ	(イ)				「実施を要求した場合に対応できる程度の人員体制」についてご教示願います。	(質問 074参照)
077	017	第2	3	(4)	リ	(イ)				手術室清掃については、平日は6:00～18:00において対応できる人員体制を求めるとありますが手術の有無にかかわらず当該時間帯に清掃スタッフを配置するとの理解で宜しいでしょうか。	(質問 074参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他		
078	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				手術室清掃について、手術室の基本稼働時間 手術数の実績(曜日(平日・土日祝)、時間別)についてご教示ください。また、清掃員待機室(控室)等は清潔エリア内に確保いただけると理解してよろしいでしょうか。	現市民病院及び現成人病センターの、手術室の基本稼働時間は、8:15～17:00です。 現市民病院について、年間手術件数を(1)に、土・日・祝日における緊急手術件数を(2)に記載しております。(現成人病センターにおいては、土・日・祝日は原則として手術を行っておりません)。 【市民病院】 平成20年度手術件数 (1)2,978件(循環器内科322件含む) 平成20年度の手術室において実施された総手術件数となります。 (2)土・日(82日) 入院:147件、外来:78件 計225件 土・日の件数については、院内のすべての場所(手術室又は診察室)で行なわれた件数です。 また、後段については、清掃員待機室(控室)等の設置、配置等については、事業者提案によります。 なお、手術室清掃においては、必ずしも清掃員の待機を求めているわけではございません。事業者にて、業務が適切に実施される効率のかつ効果的な人員配置(他業務との兼務なども含む)を適宜ご提案ください。
079	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				土・日・祝日の手術室清掃については、病院が実施を要求した場合に対応できる程度の人員体制を求め、とありますが必要人員が変動することから入札額には含めず、別途精算との理解で宜しいでしょうか。また入札額に加える場合、要求日数をご提示ください。	土・日・祝日の手術室清掃の費用は本事業の入札金額に含まれます。 新病院は救命救急センターの機能を担いますので、業務日はP17「前提条件 (F)業務日」に示すとおり、1年365日となります。ご確認ください。
080	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				土・日・祝日の手術室清掃については病院が実施を要求した場合に対応できる人員体制が求められていますが、その要否はいつまでに決定されるのでしょうか。	緊急手術等の実施による手術室の使用が明らかになった時点で、院内にいる従業者等へ連絡することを想定しております。 (関連質問 074参照)
081	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				土・日・祝日の6:00～18:00における想定手術件数について、ご教示願います。	質問 078の回答も参考のうえ、救命救急センターの設置など「要求水準書 第1総則」の「4-(3)新市立病院の担う機能」等も踏まえてご検討いただきご判断ください。
082	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				現市民病院及び現成人病センターの、土・日・祝日における緊急手術件数を教示願います。	(質問 078参照)
083	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				連絡体制について、緊急対応や退院時清掃における事業者側担当者への連絡方法は、事業者側の提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
084	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)				現成人病センターの清掃業務仕様書、及び現市民病院清掃業務委託仕様書にある、勤務体制(第18条)についての、1階とB階の配置要員数についてご教示願います。	現市民病院及び現成人病センターにおける、清掃業務の1階と地下階の配置要員数については、それぞれ下記のとおりです。 なお、現成人病センターの清掃業務仕様書については「参考資料19 現病院の業務委託仕様書」に後日追加してご提示いたします。 【市民病院】 仕様書第18条備考欄に記載しておりますが、本館病棟(5・6・7階)、南病棟(2・3・4階)の清掃を午後3時頃まで実施し、午後3時以降に外来診察室、ホール等に移動し清掃を行っております。 【成人病センター】 1階 : 午前は1名選任従事、午後は他の部署から1名 地下階: 午後、他の部署から1名
085	017	第2	3	(4)	ウ	(イ)	b	(a)		一般病院での経験ではなく医療機関での経験と記載されています。医療機関の定義についてご教示ください。	医療機関を一般病院等に修正いたします。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ロ-マ字	小項目 (ロ-マ 字)			その他
086	017	第2	3	(4)	ウ	(I)	b	(a)		10月16日公表の要求水準書(案) 第2細則 3施設維持管理業務に関する質問回答。74で、清掃業務の業務責任者と建築設備保守管理業務の業務責任者との兼任は、適切に業務責任者としての役割を果たすことができる限りにおいては可能との回答があります。業務責任者の兼任・兼務は、業務の組み合わせに関係なく、その役割が適切に果たせる限りにおいて可能との理解が正しいでしょうか。上記の理解が正の場合、業務責任者が兼任・兼務する業務数に限度がありますでしょうか。上記の理解が正の場合、複数業務の業務責任者は兼任・兼務する業務の要求水準書で定められている業務責任者として経験や資質を併せ持つ必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。特段限度は設けておりませんが、適切に業務管理を担える体制を構築してください。ご理解のとおり、複数業務の業務責任者を兼務する場合は、それぞれの業務で求められる要求水準(経験、資格等)を満たす必要があります。(関連質問 035参照)
087	018	第2	3	(4)	ウ	(I)	d			医療関連サービス振興会の認定を受けたものの管理・指導の基、認定を受けていないものへの再委託は可能でしょうか。	企業の要件として、「医療関連サービス振興会の認定」を求めている趣旨は、清掃業務の主たる院内清掃のサービスレベルを確保して頂きたいという趣旨でございますので、院内清掃については、上記認定を受けていないものへの再委託は不可とします。また、院内清掃以外の業務については、関連法令等を遵守する限りにおいては、事業者自らの責任のもと、再委託を行うことは可能です。
088	018	第2	3	(4)	I	(7)	a			市側職員が時間外に実施される、一次対応時の清掃資機材は、市側でご用意頂けるのでしょうか。また、一次対応をされた場合には、事業者への申し送り等を頂けるのでしょうか。	ご理解のとおり、市側で実施する一次対応の清掃資機材は、市側で用意いたします。また、一次対応の状況により、引継ぎが必要と判断した場合には、申し送りを行なうことと考えております。
089	018	第2	3	(4)	I	(7)	a			汚染された環境を迅速に回復することを求めています。事業者ヘルプデスク等に汚染場所の連絡が入り、作業担当者等を手配する時間等を考慮して市側で考えている迅速の定義について許容される時間はどの程度なのかご教示ください。	安全性やアメニティ性といった視点からみて許容される範囲内、とお考えください。例えばトイレの詰まりにより汚水が廊下等に流出する、という事態が現病院内において発生しておりますが、このような状況は短時間といえども放置できないことから、連絡があり次第直ちに現場に駆けつけ対応していただく必要があると考えます。なお、例示のトイレの詰まり等の事象について、施設設備管理業務にて適切な設備管理を行っていただき、そのような事態が発生しないよう適切に業務を実施していただきたいと思います。
090	018	第2	3	(4)	I	(1)				現市民病院と成人病センターにおける一般廃棄物、産業廃棄物及び感染性廃棄物の排出量をお示し願います。	「参考資料24 現市民病院と成人病センターにおける一般廃棄物、産業廃棄物及び感染性廃棄物の排出量」を公表しておりますのでご参照ください。
091	018	第2	3	(4)	I	(1)	b			廃棄物の分別にあたり、感染性廃棄物は病院職員によって、既に分別され密封した状態で廃棄されるとの理解で正しいでしょうか？	(質問 109参照) 感染性廃棄物ボックス等の密閉は市側職員にて行いますが、ボックス等からの感染性廃棄物の回収及び院内一次保管場所までの搬送、内容確認・量測定、保管管理は事業者の業務範囲となります。P23「業務区分」を再度ご確認ください。なお、感染性廃棄物の分別は、廃棄物ボックスに廃棄する時点で行われ、またボックスを市側職員にて密閉することから、特段当該作業は発生しないと想定しております。
092	018	第2	3	(4)	I	(1)	d			前回の質問回答(建築設備保守点検業務)にて、感染性廃棄物の滅菌処理装置の導入検討とありますが、導入された場合の運用担当者をご教示願います。	感染性廃棄物の滅菌処理装置の導入については、事業者のご提案によります。なお、施設整備業務の中で当該装置をご提案いただいた場合には、その運用についても事業者の業務範囲となりますので、事業者にて担当者を配置していただくこととなります。
093	018	第2	3	(4)	I	(7)	c			清掃時間等が制限される諸室・部門での清掃に医療行為等を妨げないことを要求していますが、業務開始前に業務時間等を事前に市側と協議して実施し不具合があった場合は再協議を行い修正していくとの考え方で正しいかご教示ください。	ご理解のとおり、不具合が生じた場合には市及び事業者にて再度協議し、必要に応じて業務時間を変更することが想定されます。
094	018	第2	3	(4)	I	(7)	d			業務当日の手術開始までに手術を行える環境に回復とありますが、基本的な手術開始時間をご教示願います。	基本的な手術開始時間は午前8時15分です。
095	018	第2	3	(4)	I	(7)	d			「業務当日の手術開始までに手術が行える環境に回復すること」とあります。この前提を踏まえて業務時間が6:00からなっていると理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かたかな	小項目 (かたかな)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)		
096	018	第2	3	(4)	I	(ウ)	d			<p>「業務当日の手術開始までに手術が行える環境に回復すること」とあります。この業務当日とは平日との理解でよろしいでしょうか。それとも土・日・祝日も対象となるのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>当該記述は、手術室清掃業務実施日、を意味しますので、土・日・祝日も「業務当日」に含まれます。 なお、土・日・祝日は、常時人員を固定配置するのではなく、手術実施後に市側職員より連絡を受けた従業者等に清掃していただくことを想定しております。事業者にて、業務が適切に実施される効率的かつ効果的な人員配置（他業務との兼務なども含む）を適宜ご提案ください。</p>
097	018	第2	3	(4)	I	(ウ)	d			<p>本年10月16日公表の質問回答 79にて、平成19年度・20年度の手術件数実績をお示しいただきましたが、平日と土日の件数の差をご教示いただけませんか。</p> <p>(質問 078参照)</p>

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かかか	小項目 (かかか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)		
098	018	第2	3	(4)	I	(り)	d		一日に行われる手術の回数をお教えてください。	質問 081をご参照の上、適宜ご判断ください。
099	019	第2	3	(4)	I	(か)			【指標となる状態(例)】において、一部「はがれがない」「損傷がない」「しみがなく」「汚れがない」等々の表現がございますが、平成21年10月16日公表の実施方針等に関する質問への回答No.031で回答がございますとおり「理想的な状態として規定している位置づけ」であり、通常の使用による経年劣化によるものは該当しないと考えて宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、施設維持管理業務という全体的な視点から、建築物等保守管理業務及び建築設備保守管理業務等の業務範囲においても、事業者適切に対応していただくことを想定しております。 なお、指標の中には理想的な状態として規定している位置づけのものもございますが、可能な限り理想的な状態が維持できるよう、業務を実施していただきたいと考えております。また、モニタリングの実施にあたっては現実的な範囲で指標を設定することを想定しております。
100	021	第2	3	(4)	I				【指標となる状態(例)】 什器・備品 業務の対象は事業者の施設整備範囲内の什器・備品との理解で宜しいでしょうか。	事業者の施設整備範囲内の什器・備品に限りません。市側で実施する旨記載のあるもの以外は、全て事業者の業務範囲となります。
101	021	第2	3	(4)	I				【指標となる状態(例)】 什器・備品 【指標となる状態(例)】のうち「什器・備品」の「指標となる状態」の「トイレと浴室設備」について、「においがなく」を「不快なおいがなく」に変更いただけませんか。	特段変更はいたしません。 なお、指標の中には理想的な状態として規定している位置づけのものもございますが、可能な限り理想的な状態が維持できるよう、業務を実施して頂きたいと考えております。また、モニタリングの実施にあたっては現実的な範囲で指標を設定することを想定しておりますので、ご懸念の項目については、モニタリング項目を設定する段階において市との協議の中で積極的にご提案いただければと思います。
102	022	第2	3	(4)	I				【指標となる状態(例)】 患者の使用 患者の使用する器材として、ベッド、床頭台、車椅子、椅子、机に対する指標となる状態が示されています。一方25pの清掃業務の区分表ではベッド、オーバーテーブル、床頭台は市が清掃を行うことになっています。どちらが正かご教えてください。	ベッド及び床頭台の清掃は、P25「[清掃業務の区分]」に記載のとおり市側の業務となります。ご指摘をふまえ、P22「患者の利用する器材」からベッド及び床頭台の記載を削除いたします。 (関連質問 127及び 128参照)
103	022	第2	3	(4)	I				【指標となる状態(例)】 患者の使用 患者の利用する器材 について、ベッド・床頭台の記載がありますが、25ページの[清掃業務の区分]の病室の清掃では市側が主担当になっています。退院時の器材清掃も含め、市側職員が対応して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 102及び 127及び 128参照)
104	022	第2	3	(4)					【指標となる状態(例)】 患者の使用 患者の利用する器材について、患者用器材の清掃責任者を定めることの意義をご教示下さい。また同責任者は、各業務の責任者と兼務として差し支えありませんか。	前段については、日常的に当該清掃に係る責任者を選任し、業務管理を徹底していただきたいという趣旨です。 後段については、上述の任務を確実に果たすことを前提に、ご理解のとおりです。
105	023	第2	3	(4)	オ				「各エリアの作業上の責任者及び業務従事者を明確にすること」が求められていますが、市が想定されているエリア単位をご教示下さい。	現時点で特段想定しておりません。事業者提案に委ねます。適切なエリア単位を設定、ご提案ください。
106	023	第2	3	(4)	オ	a			「各エリアの作業上の責任者及び業務従事者を明確にすること」とあります。この責任者を明確にしなければいけないエリアの設定は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	(質問 105参照)
107	023	第2	3	(4)	オ	a			「エリア別時間帯別に院内で明示すること」とあります。ここでいう院内とは患者も確認できるオープンスペースを指しているのでしょうか。それとも事務室など医療スタッフが確認できる場所を指しているのでしょうか。ご教示ください。	全てのエリアにおいて責任者及び業務従事者を明示していただき、管理責任の所在を明確化することが目的、とご理解ください。
108	024	第2	3	(4)	カ				業務区分において、廃棄物の院内回収と保管管理は全て事業者側となっておりますが、放射性廃棄物等についても同様ですか。	放射性廃棄物については、全て市側で取り扱いを行うことを想定しておりますので、本事業の業務範囲外となります。
109	023	第2	3	(4)	カ				感染性廃棄物ボックスにつきまして、市側職員による密閉及び部署名表記をして頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (関連質問 091参照)
110	023	第2	3	(4)	カ				回収済廃棄物の量測定とは、定期的に行う測定との理解で宜しいでしょうか。	廃棄物の排出量を把握するために実施するもの、とご理解ください。
111	025	第2	3	(4)	カ				病室内の清掃・ゴミ回収は、既存病院では平日のみ実施されているようですが、本事業において、土日祝の病室内の清掃(床清掃など)については、必要となりますでしょうか。	日常清掃の業務時間は平日に限ったものではなく、土・日・祝日も同様に業務を実施してください。 なお、要求水準を満たすことを前提に、エリアごとの業務実施頻度は事業者提案によります。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かかか	小項目 (かかか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
112	024	第2	3	(4)	カ					職員食堂や保育施設の日常・定期清掃は、それぞれの運営会社による実施と考えてよろしいですか。	職員食堂や保育施設も本事業の事業範囲となりますので、業務実施対象となります。
113	024	第2	3	(4)	カ					環境整備について、消毒清掃の具体的な作業箇所及び頻度をご教示願います。	病院施設として適切な環境を維持できるよう、専門的な見地から新病院の機能・規模に相応しいご提案を期待しています。
114	024	第2	3	(4)	カ					環境整備について、手洗い場・汚染槽の洗浄・整備が、8月26日公表の要求水準書(案)から削除されていますが、清掃業務の対象外という理解で宜しいでしょうか。	本要求水準においては、清掃箇所の具体列記は最小限にとどめております。市側で実施する旨記載のあるもの以外は、全て事業者の清掃業務範囲となります。 なお、ご質問にある手洗い場・汚染槽は、P25「〔清掃業務の区分〕」「病棟」「上記以外のエリア、諸室、及び箇所」に含まれます。
115	024	第2	3	(4)	カ					業務区分のうち「倉庫、汚物室の整理整頓」に関連して、倉庫に保管されるものは市所有の資産以外の私物等が保管されることはないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	024	第2	3	(4)	カ					業務区分のうち「倉庫、汚物室の整理整頓」について、現状においても現行業者が実施しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	024	第2	3	(4)	カ					手術室の清掃は18:00までというのは、18:00までに手術が終了した部屋の清掃を事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	024	第2	3	(4)	カ					手術室清掃の18:00までという時間は、使用済みリネンの回収業務も同様の運用であると理解してよろしいでしょうか。	手術室清掃における使用済みリネンの回収室への搬送は、ご理解のとおりです。
119	024	第2	3	(4)	カ					手術室清掃の環境整備について、機器・器材類及び備品類等の清拭は、清掃業務の範疇という理解で宜しいでしょうか。また、器材類の片付けは清掃業務の対象外という理解で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲は、手術台、无影灯、椅子等の清掃となります。後段についてはご理解のとおりです。
120	024	第2	3	(4)	カ					手術室清掃及び他部署の環境整備について、空の感染性廃棄物ボックスの定位置への設置は、市側職員による対応という理解で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲となります。
121	024	第2	3	(4)	カ					手術室清掃の環境整備等において、「回収室から外部への搬送」とありますが、これは不潔リネンについて院外の委託業者への搬送を意味しているのですか。	事業者の事業範囲としては、手術室から使用済みリネン類の回収室への搬送としており、回収室から洗濯施設までの搬送については市側で実施することを想定しております。リネン類の洗濯等の外部委託については、現在検討中です。
122	024	第2	3	(4)	カ					手術室清掃の環境整備等において、医師・看護師らへのガウン業務は含まないと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
123	024	第2	3	(4)	カ					現市民病院及び現成人病センターにおける、環境別測定の新環境及び空気環境調査の業務仕様書をご教示願います。	現市民病院及び現成人病センターにおいて現在実施している測定内容につき、「参考資料19 現病院の業務委託仕様書」に後日追加してご提示いたします。 なお、新市立病院においては、関連法令等を遵守した上で、病院施設として適切な環境を維持できるよう、専門的な見地から新病院の機能・規模に相応しいご提案を期待しています。
124	025	第2	3	(4)	カ					院内ブランターの更新は市側負担となっていますが、院内ブランターの植替えは事業者側となっています。更新ということで交換・入替については市側負担と考えて宜しいでしょうか。	院内ブランターの更新費用は市側の負担となりますが、院内ブランターの植替え業務についてはP25「カ業務区分」「植栽管理」に記載のとおり、事業者の業務区分となります。 (関連質問 131参照)
125	025	第2	3	(4)	カ					要求水準書(案)第2細則_3施設維持管理業務に関する質問回答_96で、清掃業務の事業者が主担当業務として実施する緊急時対応の業務範囲として、「患者さんの嘔吐・失禁・吐血、院内感染及び災害(停電、火災、地震、風水害)などの発生時の対応」が想定されていますが、特に「患者さんの嘔吐・失禁・吐血、院内感染発生時の対応」については、清掃業務の日常清掃業務時間内(7:00～18:00)における対応との理解で宜しいでしょうか。	緊急時対応は、日常清掃だけに限定しているわけではございません。 (関連質問 010参照)

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
126	025	第2	3	(4)	カ					前回の質問回答にて、現市民病院の過去5年間の退院患者数の実績をご教示頂きましたが、現成人病センターの実績についてもご教示願います。	現成人病センターの平成16年度から平成20年度における5年間の年平均退院患者数は、約2,000人となっています。
127	025	第2	3	(4)	カ					床頭台の清掃は市、となっていますが、独立採算事業の中では清掃不要という事でしょうか。	床頭台の日常清掃は市側にて実施いたしますが、定期清掃及びメンテナンス等は事業者の業務範囲となります。P25「[清掃業務区分]」の記載を修正いたします。 なお、定期清掃及びメンテナンス等については独立採算事業となりますので、本人札金額に含めないでください。 (関連質問 102及び 103及び 128参照)
128	025	第2	3	(4)	カ					[清掃業務の区分]において、病室の清掃について、ベッド、床頭台の清掃は市が実施するとありますが、退院時のベッド清掃、シーツ交換作業なども事業範囲外との認識で宜しいでしょうか。また、病室内の床・ゴミ回収、手洗い等の清掃について記載がありませんが、事業範囲との認識でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。 (関連質問 102及び 103及び 127参照)
129	025	第2	3	(4)	キ					費用項目について、清潔・汚染区域での業務に伴う個人防護具の費用負担をご教示願います。	ご質問にある個人防護具の費用については、事業者負担となります。「キ費用負担区分」の「当該業務什器・備品・工具(廃棄物回収カート、掃除機、噴霧器、その他清掃用具一式)」に含まれます。
130	025	第2	3	(4)	キ					費用負担区分で、樹木(既存及び事業者設置のもの)の枯死や倒木処理費用は事業者負担となりますが、運営開始後に必要に応じては既存樹木を撤去してもよいとの理解で宜しいでしょうか。	枯死や倒木があった場合には撤去してください。市民病院の既存樹木は現在銀杏の木が2本のみであり、この銀杏の木は患者さんたちにとっても癒しの効用も大きいことから、枯死や倒木があった場合にもみ処分撤去することとします。
131	026	第2	3	(4)	キ					プランターの管理は事業者提案によるものと思慮しますが、プランター内の花きについても全て事業者にて提案するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、植栽の管理(灌水など)は清掃員が兼務して実施することとしてもよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。 (関連質問 124参照)
132	027	第2	3	(5)	リ	(イ)				電話交換業務は、夜間時間帯のみ実施とされていますが、昼間は市職員にて実施されると理解して宜しいでしょうか。また、夜間の電話交換業務の実施場所は防災センターとしてよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、事業者提案によります。
133	028	第2	3	(5)	I	(オ)				時間外の電話交換について、関係部署への連絡は市から受領する名簿(内線番号表等)に基づいて行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	028	第2	3	(5)	I	(キ)	a			飛行場外離着陸場の運営支援にかかる対応頻度について、ご教示ください。	平成20年度における長崎市消防局管内のドクターヘリ出動件数は48回となっておりますので、現状ではその程度と考えています。
135	028	第2	3	(5)	I	(ク)	a			国旗等の掲揚・降納を実施する時間帯についてご教示願います。	現市民病院での国旗の掲揚は通常、祝祭日の日の出から日没まで実施しております。新病院においても同様の運用を想定しております。
136	028	第2	3	(5)	オ		a			「業務責任者以外のスタッフは常時2名以上配置すること」とあります。業務責任者についての具体的な要件がありませんが、業務責任者も常時(すなわち1年365日24時間)配置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	業務責任者については特段の規定は設けておりません。要求水準を満たす業務が円滑かつ確実に実施されることを前提に、事業者提案に委ねます。
137	028	第2	3	(5)	オ		a			業務責任者以外のスタッフは常時2名以上配置するとありますが、常時2名以上とは、24時間365日常勤のものが2名以上勤務するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 ロ-マ字	小項目 (ロ-マ 字)			その他
138	029	第2	3	(5)	カ					<p>要求水準書(案)第2細則3施設維持管理業務に関する質問回答 119及び 120において、事業者側の行う「時間外の来院者(見舞客)への対応業務」や「訪問者の出入記録」は病院の開院時間(7:15～18:00)以外の時間想定している旨ご回答頂いていますが、P27(5)ウ(イ)では「入退出管理については、平日、土・日・祝日とも20:00～7:15(翌日)までとする。」とあります。要求水準書で求められている時間帯が正との理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>当該記載の「20:00」は「18:00」の誤りです。保安警備業務及び入退出管理業務の業務時間について、以下の様に整理いたしましたので、ご確認ください。</p> <p>まず保安警備業務の前提条件として、「平日、土・日・祝日とも18:00～7:15(翌日)までの間については外部からの病院建物への入館を制限する」とお考えください。</p> <p>その上で、入退出管理業務のうち、まず「時間外の駐車料金の減免手続き」は、診療窓口の終了時間から翌外来診療日の受付開始時間(金曜日の場合は翌週の月曜日の受付開始時間)までを、事業者を実施していただきます。</p> <p>次に、「タクシーチケットの管理・配布」及び「郵便物等受取」については、平日は17:30～8:45(翌日)、土・日・祝日は24時間、事業者を実施していただきます。</p> <p>その他の「出入管理(時間外対応含む)」、「時間外の来院者(見舞客)への対応」及び「搬入業者などへの対応」については、「平日、土・日・祝日とも18:00～7:15(翌日)までの間については外部からの病院建物への入館を制限する」という前提条件のもと、事業者の提案となります。上記記載にともない、P27(イ)業務時間の記載を修正いたします。</p> <p>なお、電話交換業務については、P27(イ)業務時間に記載のとおりいたします。 (関連質問 144参照)</p>
139	029	第2	3	(5)	カ					<p>入退出管理における訪問者の出入記録は、本年10月16日公表の質問回答 120では、病院の開院時間(7:15～18:00)以外と回答がありますが、一方でP.27に記載の入退出管理の業務時間は、20:00～翌7:15となっております。18:00～20:00の間の訪問者の出入記録はどのように想定されておられますでしょうか。</p>	<p>入退出管理の業務時間については、質問 138をご参照ください。P27(イ)業務時間の記載を修正いたします。</p>
140	029	第2	3	(5)	カ					<p>入退出管理の業務内容の中には「出入管理」「搬入業者などへの対応」「訪問者の出入記録」「タクシーチケットの管理・配布」のように、「時間外対応」という表記がありません。一方27pには「入退出管理については、平日、土・日・祝日とも20:00～7:15(翌日)までとする。」とあります。どちらが正かご教示ください。</p>	<p>入退出管理の業務時間については、質問 138をご参照ください。P27(イ)業務時間の記載を修正いたします。</p>
141	029	第2	3	(5)	カ					<p>業務区分のうち「郵便物等の受取(土・日・祝日及び時間外対応)」について、現金含めた書留郵便についても受取代行を実施するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
142	029	第2	3	(5)	カ					<p>業務区分のうち「郵便物等の受取(土・日・祝日及び時間外対応)」について、事業者では受取代行し、開封しないまま防災センターで市担当者にお渡しすることとし、事業者で中身を確認することは責任が生じる為行わないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
143	029	第2	3	(5)	カ					<p>業務区分のうち「郵便物等の受取(土・日・祝日及び時間外対応)」について、病院宛以外の郵便物が来た場合にどの程度まで配布対応する必要がございますでしょうか。(例えば、部門までなのか個人までなのか、仮に個人まで対応が必要な場合、市の病院職員だけなのか、患者及び患者の付き添いや見舞客も含めるのかどうか、等)。</p>	<p>配布については、緊急と思われるもの(速達等)については可能な範囲で適宜連絡を取っていただき、それ以外については市側で行うことを想定しております。なお、具体的な運用については、業務設計段階において市及び事業者にて検討・協議のうえ決定します。</p>
144	029	第2	3	(5)	カ					<p>「タクシーチケットの管理・配布」とありますが、具体的な業務の流れ(タクシーチケットをどこから受領し、何に基づき、誰に配布し、どのような管理するのか。またチケットはどのように補充するのか)を具体的に教えてください。</p>	<p>タクシーチケットは基本的には市側職員が管理します。事業者に求めている内容として、業務時間(平日は17:30～8:45(翌日)、土・日・祝日は24時間)においてタクシーチケットを利用する市側職員へ、予め市側職員より受領し事業者にて管理しているタクシーチケットを、必要に応じて守衛室等にて配布していただくことを想定しております。また事業者が管理するチケットの補充は、必要に応じて市側職員へ申請していただくことを想定しています。 (関連質問 138及び 145参照)</p>
145	029	第2	3	(5)	カ					<p>「タクシーチケットの監視・配布」とありますが、誰に配布することを想定しているのか、また、現市民病院では誰が、どのように(手渡し?)配布しているのかをご教示願います。</p>	<p>(質問 144参照) 現病院では、各部署においてタクシーチケットを保管し利用者に都度配布しているほか、時間外にタクシーチケットを利用する市側職員に対し、守衛室の担当者が必要に応じて利用の都度手渡しで配布しております。</p>

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカカ	小項目 (カカカ)	大項目 0-マ字	小項目 (0-マ 字)			その他
146	029	第2	3	(5)	カ					業務区分のうち「タクシーチケットの管理・配布」について、タクシーチケットの費用負担者は市との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	029	第2	3	(5)	カ					時間外の駐車料金の減免手続きについては、防災センターにて一元的に行うものと理解すれば宜しいでしょうか(施設整備にて減免するためのパンチなど設置)。	事業者提案によります。現時点にて想定の利用は、質問 148をご参照ください。
148	029	第2	3	(5)	カ					昼間時間内の駐車料金の減免手続きについては市にて実施するものと思慮しますが、想定される運用方法(病院受付にて対応、ナースステーションにて対応など)についてご教示ください。	診療窓口の終了時間から翌外来診療日の受付開始時間(金曜日の場合は翌週の月曜日の受付開始時間)までにおける駐車料金の減免手続きは、事業者の業務範囲です。上記以外の時間帯は、市側の業務となります。 なお、当該手続き等については、外来受付付近及び病棟ナースステーションにて実施する予定です。また夜間帯においてもナースステーションで減免処理を行うことも想定されます。 (関連質問 162参照)
149	029	第2	3	(5)	カ					業務区分のうち「時間外の駐車料金の減免手続き」について、駐車場料金の割引料金の設定について減免される対象者、減免の規定などについてご教授下さい(駐車場料金徴収のシステムを、既製品の設定で対応できる場合と、特注が必要な場合で、費用が大きく乖離してしまうことを懸念しております。)	以下、現時点における想定として回答いたします。なお、詳細については業務設計段階で具体的な運用を確定することとします。 緊急呼出者への減免対応 <減免対象者> 緊急呼出職員(医師、看護師、検査技師、放射線技師等) <減免時間及び減免額> 緊急呼出により業務に従事するために市民病院に到着し、出庫するまでの時間は無料とします。 来院患者への減免対応 緊急入院等の処置により駐車時間が深夜に及んだ場合には、20:00~7:15(翌日)までの時間で5時間以上の駐車の場合には1泊料金を5時間の駐車料金で設定するなどの減免措置を講じるものとします。
150	029	第2	3	(5)	カ					カードキーの登録(入力作業)については、事業範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合、初期整備時の入力施設整備にて行い、更新等については維持管理にて行うという理解でよろしいでしょうか。	カードの登録については、初期調達分に関しては市と協議の上、事業者側に実施していただきます。更新、新規登録については市で実施いたします。 なお、カードの調達に関しては「要求水準書 第2細則 2施設整備業務」に関する質問 125をご参照ください。
151	029	第2	3	(5)	カ					部門の鍵、カードについては、病院職員自らが管理するとの理解で宜しいでしょうか。現状の鍵の管理方法(守衛室にて一元管理、部門にて管理など)についてご教示ください。	現状は、基本的には守衛室にて一元管理を行っております。業務遂行上、施錠及び開閉を頻繁に行なう必要のある一部の部門においては守衛室とは別に鍵を保有し鍵の管理も行ってあります。新病院においても、現在と同様事業者側に一元管理していただきたいと考えておりますが、各部門、諸室等の運用方法に応じてセキュリティ計画の検討段階において市・事業者にて協議の上、効率的な運用を確定していきたいと考えております。 なお、病院全体のセキュリティ計画については、「様式集(様式26) 加査審査項目提案書」 「2. 高度・急性期医療を担うための診療基盤の確保」 「(2)評価の視点」においてご提案を求めていますので、事業者ならではの創意工夫あるご提案をお願いいたします。
152	029	第2	3	(5)	カ					EMコール業務については、昼間夜間を問わず警備業務にて対応するとの理解で宜しいでしょうか。	昼間夜間を問わず、事業者の業務範囲とご理解ください。なお、警備業務を含めどの業務で実施するかは事業者提案によります。
153	029	第2	3	(5)	カ					保安警備業務の事業者側の主担当業務に「記録・報告/業務記録及び業務報告書」がありますが、当該業務の業務記録は業務報告書(日報)とは別のものを指すのでしょうか。	日報を以って業務記録としていただくことで差し支えございません。 (関連質問 168参照)
154	029	第2	3	(5)	キ					警備業務付帯設備とは、何を示しているのでしょうか。又、カードキー等が含まれるならば、カードキー等の病院職員による紛失及び破損による再発行も市側の負担と考えて宜しいでしょうか。	例えば、防災設備やセキュリティ設備等、施設整備業務費相当額で整備する設備を想定しております。また、カードの調達及び更新については、質問 150をご参照ください。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 かかか	小項目 (かかか)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)			その他
155	031	第2	3	(6)						駐車場等保守管理業務に関連する想定車両利用台数及び駐輪場利用台数についてご教示ください。また、既存病院での車両・自転車での来院台数実績数(台/日など)についてご教示ください。	現在の市民病院における駐車場利用台数は平日1日あたり約400台です。新市立病院は規模も大きくなることから1日利用台数約500台を想定しております。また、現在駐輪場として66区画(職員用含む)を設置しておりますが、時間帯によってはほぼ満杯の状況です。
156	031	第2	3	(6)						料金精算機に準備する両替金については、市にてご準備いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者にてご準備ください。
157	031	第2	3	(6)	I	(7)	e			敷地内への出入口付近において、適切な車両整理・誘導などを行うこととありますが、常時担当者を配置する必要性についてご教示願います。	要求水準を満たすことを前提に、事業者提案に委ねます。適宜ご判断ください。また、平成21年10月16日に追加公表の「参考資料10 交通量調査データ」、現状の外来診療受付時間、及び現地での確認等により、ご検討ください。
158	031	第2	3	(6)	I	(4)				設置する駐車場は、車両保管責任はない駐車場という理解でよろしいですか。	基本的にはご理解のとおりですが、駐車場における安全管理は事業者の業務区分に含まれております。また、保安警備業務では、病院施設等および敷地内における犯罪等の発生予防を求めています。従って、事業者として必要と考えられる注意喚起等の義務は果たしていただくこととなります。
159	031	第2	3	(6)	I	(4)				駐車場管理に記載されている適切な車両整理・誘導を行い、事故・事件等発生時に適切な対応をとる等、要求水準の業務を遂行している限りは、万一車両の盗難、車上荒らし等が発生しても、SPCには賠償責任は問われないという理解でよろしいですか。	(質問 158参照)
160	032	第2	3	(6)	I	(9)	c			駐車場管理に関する記述となっています。内容の確認の上、正となる記述をご教示ください。	ご指摘のとおり、本記載は誤りです。正しくは「駐輪料金の徴収漏れ、盗難などが生じないように、駐輪料金を適切に管理すること」となります。修正いたします。
161	032	第2	3	(6)	カ					割引券等の発行業務について、事業者が主、市が従となっています。具体的な業務分担は事業者が時間外、市が時間内という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
162	032	第2	3	(6)	カ					駐車場の割引券の発行業務を行う場所は、事業者の提案になるのでしょうか。会計業務との関係も強いことが考えられますが、運用については後日公表される運用計画において計画されているのでしょうか。	診療窓口の終了時間から翌外来診療日の受付開始時間(金曜日の場合は翌週の月曜日の受付開始時間)までにおける駐車場の割引券の発行業務は、事業者の業務範囲です。上記以外の時間帯は、市側の業務となります。なお、当該手続き等については、外来受付付近及び病棟ナースステーションにて実施する予定です。また夜間帯においてもナースステーションで駐車場の割引券の発行業務を行うことも想定されます。(関連質問 148参照)
163	032	第2	3	(6)	カ					業務区分のうち「割引券等の発行」について、駐輪場の割引料金の設定は、考慮されておりますでしょうか。	駐車場の割引券の発行、割引料金の設定は、現在検討中です。(質問 164参照)
164	032	第2	3	(6)	カ					駐車場等保守管理業務の事業者側の主担当業務に駐輪場管理業務として「駐輪車両整理」と「不法駐輪車両の対応」業務が求められていますが、第2細則2施設整備業務P13で駐輪場は有料と料金徴収方法は提案とすることから、当該業務の事業者側主担当業務として「駐輪場管理機器の保守管理」「施設の利用者等への対応」「安全管理」「駐輪料金徴収代行」「駐車料金の長崎市指定口座への納入」業務が発生するとの理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、駐輪場管理業務として既に記載の業務以外に「駐輪場(管制機器などを含む)保守管理」「施設の利用者等への対応」「安全管理」「駐輪料金徴収代行」「駐輪料金の長崎市指定口座への納入」が事業者の業務区分として発生いたします。ご指摘をふまえ、修正いたします。なお、質問 163をあわせてご参照ください。
165	032	第2	3	(6)	カ					「割引券の発行」の業務区分が市がで、事業者が になっていますが、具体的な業務の分担についてご教示願います。また、現市民病院では、誰が、どのように発行しているのかをご教示願います。	前段については、質問 161をご参照ください。後段については、現在、現市民病院の駐輪場は来院患者様、お見舞いの方、駐車時間に関係なく無料となっております。そのため、減免規定等はありません。
166	032	第2	3	(6)	カ					業務区分のうち「駐車料金の長崎市指定口座への納入」について、長崎市指定口座は当該金融機関において近隣に徒歩で移動が可能な範囲との想定でしょうか。	市の指定金融機関の本店が近隣にあります。

No	該当ページ及び項目									質 問	回 答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
167	032	第2	3	(6)	カ					市が実施する日・月単位の駐車料金の収受・確認方法をお示しください。	事業者より利用料金の報告を受け、市が発行する納付書により金融機関で長崎市指定口座へ土・日・祝日を除き、毎日納入していただくことを予定しております。
168	032	第2	3	(6)	カ					駐車場等保守管理業務の事業者側の主担当業務に「記録・報告 / 業務記録及び業務報告書」がありますが、当該業務の業務記録は業務報告書(日報)とは別のものを指すのでしょうか。	日報を以って業務記録としていただくことで差し支えございません。 (関連質問 153参照)
169									新市立病院の外来診療時間について	現市民病院及び現成人病センターの外来診療について、月～金の8:30～11:00となっておりますが、今回のPFI事業による運営開始にあたり、変更のご予定がありましたらご教示願います。	新病院における外来診療の受付時間については、現在検討中です。